

○東京都台東区財産価格審議会条例

昭和34年11月12日

条例第15号

地方自治法第202条の3第1項に基づき制定

改正 昭和39年4月1日条例第13号

昭和46年4月1日条例第13号

平成19年3月2日条例第2号

(設置)

第1条 東京都台東区の公有財産の管理及び処分並びに財産の取得及び借入れに関し、適正な価格及び料金（以下「価格」という。）を評定するため、区長の附属機関として東京都台東区財産価格審議会（以下「審議会」という。）をおく。

(所掌事項)

第2条 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げるものに関する価格を評定して答申する。

- (1) 不動産
- (2) 船舶及び航空機
- (3) 前2号に掲げる不動産及び動産の従物
- (4) 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
- (5) 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
- (6) その他区長が必要と認めるもの。

(組織)

第3条 審議会は、会長及び次に掲げる委員12人以内をもつて組織する。

- (1) 学識経験者 9人以内
- (2) 区職員 3人以内

2 委員は、区長が任命または委嘱する。

(委員の任期)

第4条 前条第1項第1号の委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任をさまたげない。

(会長の選任及び権限)

第5条 会長は、副区長とする。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 審議会は、区長が招集する。

(定足数及び表決数)

第7条 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議をひらくことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 議事に直接の利害関係を有する委員は、その表決に加わることができない。

(委任)

第8条 この条例施行について必要な事項は、区長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和39年4月1日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和46年4月1日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成19年3月2日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。